

令和6年6月10日

## 公 告

防衛省陸上自衛隊姫路駐屯地

業務隊長 西 健 一

陸上自衛隊姫路駐屯地における食堂及び売店等の設置及び経営に関する業者の募集について

陸上自衛隊姫路駐屯地において、食堂及び売店等を設置し経営を行う業者について次のとおり募集します。

## 1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会に参加すること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

## 2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

## 3 設置場所

兵庫県姫路市峰南町1番70号 陸上自衛隊姫路駐屯地厚生センター内

## 4 設置業種及び店舗数

- (1) コンビニエンスストア（宅配便の取次ぎ含む。） 1店舗※
- (2) 自衛隊用品（スポーツ用品等も可） 1店舗※
- (3) 食堂（飲酒提供含む。） 1店舗
- (4) クリーニング（取次ぎ） 1店舗

※(1)、(2)の業種を合わせて1店舗とする。

## 5 公告期間（募集要領等の配布）

(1) 期 間 令和6年6月10日（月）から同年6月24日（月）午後4時まで

(2) 受領方法

ア 手 交

陸上自衛隊姫路駐屯地業務隊厚生科

（土日・祝日除き、午後5時まで ※ただし、午後1時から午後2時の間は除く。）

イ メール

次のメールアドレスの件名欄に「（姫路）売店等募集要領希望」と明記、本文に氏名（業者名）・連絡先を入力しメールを送信

後日、本メール返信により募集要領を送付

※アドレス kokuyuzaisan-himeji@inet.gsdf.mod.go.jp

## 6 説明会

(1) 日時・場所

ア 日 時 令和6年7月2日（火）午後2時10分から

イ 場 所 陸上自衛隊姫路駐屯地内教場

(2) 携行品

募集要領、仕様書

(3) 注意事項

ア 上記説明会に不参加の業者は、公募に参加できません。

イ 説明会に参加を希望される業者の方は、駐屯地への入門手続きを行うため、説明会の前日（ただし、土日・祝日を除く。）午後5時までに、①会社等の名称、②出席者氏名、③連絡先・電話番号を姫路駐屯地業務隊厚生科にご連絡下さい。（電話又はメール）

電 話：079-222-4001 内線378又は379

メール：kokuyuzaisan-himeji@inet.gsdf.mod.go.jp ※前項同様

ウ 会場準備の都合上、参加は1業者4名以内でお願いします。また、駐屯地内の駐車場に限りがあるため、できる限り乗り合わせ、又は公共交通機関を利用してお越し下さい。

なお、駐屯地内への車両乗り入れを希望する場合は、前イ項に合わせ駐屯地業務隊厚生科にご通知下さい。

## 7 その他

細部の内容は、募集要領、仕様書による。

# 募 集 要 領

「陸上自衛隊姫路駐屯地における食堂及び売店等の設置  
及び経営」

姫路駐屯地業務隊厚生科

※業者説明会時にご持参下さい。

## 1 概要

兵庫県姫路市峰南町1番70号に所在する陸上自衛隊姫路駐屯地において、任務の特性を考慮し、隊員の利便性を確保するため、食堂及び売店等の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

## 2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会に参加すること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

## 3 設置施設の所在地及び名称

兵庫県姫路市峰南町1番70号 陸上自衛隊姫路駐屯地厚生センター内

## 4 設置業種及び店舗数

- (1) コンビニエンスストア（宅配便の取次ぎ含む。） 1店舗※
  - (2) 自衛隊用品（スポーツ用品等も可） 1店舗※
  - (3) 食堂（飲酒提供含む。） 1店舗
  - (4) クリーニング（取次ぎ） 1店舗
- ※(1)、(2)の業種を合わせて1店舗とする。

## 5 設置条件

### (1) 設置方法

国有財産法（昭和23年6月30日号外法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

### (2) 国有財産の使用許可期間

許可権者（近畿中部防衛局長）が許可した日から10年  
ただし、令和7年度から5年間で更新（1回限定）する際、残りの期間で数量（面積等）に変更をきたす可能性がある場合は、当該年度の前年度末までの許可期間とする。なお、店舗の設置及び撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

### (3) その他

仕様書のとおり。

## 6 応募手続等

### (1) 業者説明会

#### ア 説明事項

募集要領、仕様書及び提出書類に関する事項、現地確認等

#### イ 開催日時・場所

令和6年7月2日（火）午後2時10分～ 姫路駐屯地内教場

### (2) 応募書類の提出

前第3項の設置及び経営を希望する者は、次のとおり提出書類を提出先に期限までに提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

#### ア 提出書類

(ア) 申請書1部（別紙第1）

(イ) 企画提案書（別紙第2）

#### a 提出部数

30部（1部ずつホッチキス止めとし、簡易な装丁とする。）

b 別紙第2に示す各項目の内容は、必ず記載又は資料を添付する。

※付紙の作成指示もあることから注意すること

c 選考員による選考の主な資料となるため十分にアピールする。

d （※コンビニエンスストア及び自衛隊用品店への応募業者のみ）それぞれの業種において作成する。

e （※食堂への応募業者のみ）販売予定品と同等のメニューのカラー写真（18品以内）を別紙第3に貼り付け、販売予定価格等を記入したものを30部（全てカラーが望ましい。）提出する。

f その他企画提案の具体的資料（販売商品カタログ、店内レイアウト等）があれば30部提出する。

## (ウ) 応募資格の審査に必要な書類(各1部)

関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。

- a 業務確約書(別紙第4)
- b 戸籍抄本(法人である業者にあつては、登記簿謄本)
- c 営業経歴書、財務諸表
  - (a) 個人:直近の(申請日直前1年以内に税務署に提出した)所得税青色申告決算書、確定申告書
  - (b) 法人:直近の(申請日直前1年以内に確定した)貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
- d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
- e 会社概要(様式任意、パンフレット可)
- f 印鑑証明書(※発行後3ヶ月以内のもの)
- g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し(※営業許可書が必要な業種のみ)
- h 持込使用(予定)機器申請書(別紙第5)
- i 誓約書(別紙第6)
- j 役員名簿(別紙第7)

注:防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者に限り、「資格審査結果通知書」の写しをb、c及びdに定める書類に代えることができる。

## イ 提出先

〒670-0881

兵庫県姫路市峰南町1番70号

陸上自衛隊姫路駐屯地業務隊厚生科厚生班(担当:宮田、多園、平林)

## ウ 提出期間

令和6年7月23日(火)午後5時必着(郵送可※書留に限る。)

## (3) 応募者の失格

次の事項に該当する行為があつた場合は、失格とする。

- ア 提出書類が提出期間後に提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

## (4) 提案修正の禁止

原則として、提出書類の変更(修正、差し替え、削除、追加)を禁止する。

## 7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。必要に応じて、見本審査又はプレゼンテーションを実施する場合がある。

選考において、企画提案内容及び実施能力等が同等と判断され、審査により決しない場合には、別途指定する日時に公開抽選を行い決定する。

決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点の者を候補者とする。

なお、いかなる理由であっても、業者決定結果については異議を申し立てることができないものとする。

## 8 業者の決定

### (1) 日 時

令和6年9月2日（月）（基準）

### (2) 結果の通知

ア 公募参加業者に対し書面にて通知する。

イ いかなる場合でも他業者の結果は通知しない。

## 9 決定業者との現地調整

必要により、決定業者との現地調整を次のように実施する。

### (1) 実施時期

令和6年9月初旬

### (2) 場 所

姫路駐屯地厚生センター

### (3) 内 容

提出書類の説明、現地確認、今後の業務調整等

## 10 業者決定後の提出書類

決定通知を受けた者は、下記のとおり期日までに必要書類を提出すること。

### (1) 提出書類

ア 国有財産使用許可申請書（別途配布）

イ 建物設備使用計画図等

ウ 駐屯地入門許可申請書

エ （店舗により）各種工事申請書、各種使用許可申請書等

オ その他別途指示する書類

### (2) 提出先

姫路駐屯地業務隊厚生科厚生班

### (3) 提出期限

令和6年10月4日（金）（基準）

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊  
姫路駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名  
印

法人・個人の別  
担当者氏名：  
電 話：  
F A X：

法人・個人

兵庫県姫路市峰南町1番70号に所在する陸上自衛隊姫路駐屯地において、食堂及び売店等を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。  
尚、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

申請を行う業種（○を記入）

- ① コンビニエンスストア及び自衛隊用品店
- ② 食堂・飲酒提供
- ③ クリーニング（取次ぎ）

※1店舗につき、1枚提出してください。  
※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用して下さい。



企 画 提 案 書

商号又は名称：

設置希望業種（○を記入）

- ① コンビニ      ②自衛隊用品      ③食堂・飲酒提供      ④クリーニング

1 主な販売予定商品・販売価格表、料金表 付紙「料金価格表」のとおり ※コンビニと自衛隊用品は別葉とする。
2 営業日及び営業時間（希望する営業形態） (1) 平日 営業時間： (2) 土日祝日 営 業： 有 ・ 無 営業時間： (3) 官側からの要望等による臨時営業の可否等 臨時営業： 有 ・ 無 営業要領：  (4) その他希望する（アピールできる）営業形態等
3 精算方法（レジ（現金）、券売機、電子マネー、プリペイドカード等）
4 その他営業に関するアピールポイント（例：Wifi環境、ATM、飲食スペース、地元土産品、その他のアピールポイント）

5 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

6 衛生管理方法

7 省エネルギー・環境（ゴミ・廃棄物の処理）対策方法

8 隊員（官側）からの要望やクレーム、その他事故及びトラブル等が発生した場合の対処方法

9 過去3年間の法令遵守状況
10 災害等発生時における対応方針（臨時営業、営業時間の延長、早朝・深夜営業等）
11 会社概要 ※パンフレット等可 (1) 本社所在地 (2) 設立年月日 (3) 資本金 (4) 社員数 (5) 店舗数 (6) 売上高
12 その他アピールポイント（社会貢献、自衛隊に対する協力、表彰歴等）

販売予定商品と同等の商品の写真（食堂に応募する業者のみ：18枚以内）

<p>商品名 _____ 価格 _____</p>	<p>商品名 _____ 価格 _____</p>
<p>商品名 _____ 価格 _____</p>	<p>商品名 _____ 価格 _____</p>
<p>商品名 _____ 価格 _____</p>	<p>商品名 _____ 価格 _____</p>

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊  
姫路駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊姫路駐屯地における食堂及び売店等の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
印

法人・個人別  
担当者氏名：  
電 話：  
F A X：

法人 ・ 個人

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを付記し、申請印は登録印を使用して下さい。



## 誓約書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第7により変更後の役員名簿を提出します。

## 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

## 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1：社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2：政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長  
近畿中部防衛局長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印







# 仕 様 書

「陸上自衛隊姫路駐屯地における食堂及び売店等の設置  
及び経営」

姫路駐屯地業務隊厚生科

※業者説明会時にご持参下さい。

## 1 業務件名

陸上自衛隊姫路駐屯地における食堂及び売店等の設置及び経営

## 2 業務内容

食堂及び売店等の設置及び経営の業務

## 3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊姫路駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

## 4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、食堂及び売店等の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、防衛省所管国有財産部局長近畿中部防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し又は変更することがある。
  - ア 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
  - イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。
  - ウ 国において使用物件を必要とするとき。
  - エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。ただし、継続した場合はこの限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

## 5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

## 6 国有財産使用料

丙は、乙に食堂及び売店等の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1平方メートルあたりの国有財産使用料（目安）は次のとおりである。

※使用許可の時点で単価に変更あり

【屋内（建物）使用料】年額 約5,340円

なお、国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納する。期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生する。また、国有財産使用許可期間途中で撤退する場合も当該年額を徴収する。

## 7 光熱水料

丙は、国有財産使用料とは別に、本業務に要する光熱水料を負担しなければならない。また、毎月甲の指定した日時及び場所に光熱水料を持参して支払う。指定した日時に納付しなかった場合には、延滞料金が発生する。

## 8 使用場所

食堂及び売店等の使用場所については、国有財産使用許可書において、乙が指定するものとする。

## 9 使用許可期間

乙が許可した日から10年

ただし、令和7年度から5年間で更新（1回限定）する際、残りの期間で数量（面積等）に変更をきたす可能性がある場合は、当該年度の前年度末までの許可期間とする。なお、店舗の設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

## 10 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

## 11 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

## 12 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において食堂及び売店等を管理し、火災、盗難及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従事者の身元、規律の保持、風紀、衛生、人事管理等、その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

## 13 衛生等の保持

丙は、丙の従事者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

## 14 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（業務隊等の長が指定する者。以下同じ。）（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知りえた甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに順ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事者に情報保全を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

## 15 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し損害を賠償しなければならない。

## 16 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除しようとする日の3ヶ月前までに甲等に通知し、甲等の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

## 17 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき、業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に必ず従うこと。
- (3) 丙は、駐屯地等内への出入り及び施設への立ち入りについては、駐屯地等で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。

- (4) 本業務で使用する各種持込使用機器（電気器具等含む）の設置、電気配線等の工事、移設、撤去に係る費用及び光熱水料使用量計測用メーター機の設置、移設、交換、撤去に係る費用は丙の負担とする。なお、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (5) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費、その他の経費を負担しなければならない。
- (6) 丙は、設置した機器類の転倒防止（地震対策）のために必要な措置を講じること。
- (7) 丙は、乙が計画した停電・断水作業等について、甲の指示に基づき協力すること。なお、丙は停電・断水作業等が原因で使用機器等に損害があった場合は、甲及び乙に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。
- (8) 丙は、担当職員から要求があった場合は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (9) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、又は、第三者と共同で使用してはならない。
- (10) 丙は、毎月の売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年度5月末日までに担当職員に提出すること。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲又は担当職員と丙の間で協議する。

## 18 仕様書の細部

細部仕様は、仕様書（その2）のとおり

## 19 貸付品

- (1) 貸付品の使用料は別途指示する。
- (2) 貸付品の引渡、管理、修理及び返却に要する費用は、丙の負担によるものとする。
- (3) 貸付品の返却後、丙が設置した場合には、退去の際に丙の負担により撤去するものとする。

## 20 その他

この募集により未決定となった場合は、防衛省共済組合での公募に移行する。

## 仕 様 書 (その2) - 1

## 1 募集業種

コンビニエンスストア（宅配便の取次ぎ含む。）及び自衛隊用品店（スポーツ用品等も可） ※全て含め1業者とする。

## 2 設置場所

厚生センター内

## 3 国有財産使用許可面積

(1) コンビニエンスストア（専有面積）142.00㎡

(2) 自衛隊用品店（専有面積）100.00㎡

※備品等専有区域以外に設置を希望される場合は別途調整が必要

## 4 国有財産使用料

年額 約1,300,000円

※上記年額は目安の金額であり、変動する場合があります。

## 5 光熱水料

別途徴収

## 6 営業日及び営業時間

## (1) 営業日（基準）

ア コンビニエンスストア

年中無休

イ 自衛隊用品店

平日（土日・祝日は任意）

ただし春季、夏季及び年末年始等隊員の休暇取得中の営業は別途協議する。

## (2) 営業時間（基準）

ア コンビニエンスストア

（平日） 午前7時～午後9時

（土日・祝日） 平日時間の範囲内

ただし春季、夏季及び年末年始等隊員の休暇取得中の営業時間は別途協議する。

イ 自衛隊用品店

午前10時～午後8時（土日・祝日は任意）

ただし春季、夏季及び年末年始等隊員の休暇取得中の営業時間は別途協議する。



## 7 販売品目

### (1) コンビニエンスストア

ア 一般的なコンビニエンスストア取扱商品

※切手葉書除く。土産、たばこ含む。

※アルコール飲料は除くものの、官側の所要の変化により販売を要請する場合がある。

イ 宅配便の取次ぎ

### (2) 自衛隊用品店

ア 自衛隊法施行規則第16条～第20条で定められた制服、作業服等以外の自衛隊関連用品

イ スポーツ用品及びアウトドア用品等の取扱可

## 8 貸付物品

なし

## 9 特記事項

前記にかかわらず、自衛隊法第83条に定める災害派遣等自衛隊の任務を十分理解し、所要に応じた臨機な対応と官側との連携、協力体制を維持すること。

## 仕 様 書 (その2) - 2

- 1 募集業種  
食堂・飲酒提供
- 2 設置場所  
厚生センター内
- 3 国有財産使用許可面積  
172.33㎡  
※備品等専有区域以外に設置を希望される場合は別途調整が必要
- 4 国有財産使用料  
年額 約930,000円  
※上記年額は目安の金額であり、変動する場合があります。
- 5 光熱水料  
別途徴収
- 6 営業日及び営業時間
  - (2) 営業日 (基準)  
平日 (土日・祝日は不要)  
ただし春季、夏季及び年末年始等隊員の休暇取得中の営業は別途協議する。
  - (2) 営業時間 (基準)  
午前11時30分～午後1時30分及び午後5時～午後9時 (飲酒提供可)  
ただし春季、夏季及び年末年始等隊員の休暇取得中の営業時間は別途協議する。
- 7 販売品目
  - (3) 昼食 (弁当販売、定食・軽食提供等)
  - (4) アルコール提供 (つまみ、小料理含む。缶・瓶飲料等可)
- 8 貸付物品  
来客用テーブル、椅子
- 9 特記事項  
前記にかかわらず、自衛隊法第83条に定める災害派遣等自衛隊の任務を十分理解し、所要に応じた臨機な対応と官側との連携、協力体制を維持すること。

## 仕 様 書 (その2) - 3

- 1 募集業種  
クリーニング (取次ぎ)
- 2 設置場所  
厚生センター内
- 3 国有財産使用許可面積  
20.00m<sup>2</sup>  
※備品等専有区域以外に設置を希望される場合は別途調整が必要
- 4 国有財産使用料  
年額 約110,000円  
※上記年額は目安の金額であり、変動する場合があります。
- 5 光熱水料  
別途徴収
- 6 営業日及び営業時間
  - (1) 営業日 (基準)  
平日 (土日・祝日は不要)  
ただし春季、夏季及び年末年始等隊員の休暇取得中の営業は別途協議する。
  - (2) 営業時間 (基準)  
午前11時～午後1時  
ただし春季、夏季及び年末年始等隊員の休暇取得中の営業時間は別途協議する。
- 7 販売品目
  - (1) クリーニング取次ぎ (自衛官用制服、作業服、寝具等有)
  - (2) ネーム縫い付け (可能な限り)
- 8 貸付物品  
なし
- 9 特記事項  
前記にかかわらず、自衛隊法第83条に定める災害派遣等自衛隊の任務を十分理解し、所要に応じた臨機な対応と官側との連携、協力体制を維持すること。